

平成 25 年 2 月 20 日

長崎三菱信用組合

中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応について

長崎三菱信用組合（理事長 松田裕造）は、公共的使命を全うするため、相互扶助の精神に基づき豊かな地域づくりに貢献することを経営理念に掲げ、創意と工夫を活かして地域社会の期待・信頼に応えるべく、平成 22 年 1 月に策定した「金融円滑化管理方針」に基づき、地域金融の円滑化に積極的に取り組んでまいりました。

中小企業金融円滑化法は、平成 25 年 3 月末に期限を迎えますが、当組合は同法の期限到来後においても、これまでと同様に「金融円滑化管理方針」に基づき、貸付条件の変更等のご相談等に迅速かつ適切にお応えするよう努めてまいります。

以 上